



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*56 森林法施行細則の一部を改正する規則

(林業振興課)..... 1

○ 告示

730 指定障害児通所支援事業者の指定

(障害福祉課)..... 5

731 保安林の指定解除予定の通知

(森林整備課)..... 5

732 保安林の指定の解除予定

(")..... 5

733 保安林の指定施業要件変更予定

(")..... 5

734 "

(")..... 6

735 保安林の指定施業要件の変更

(")..... 6

736 公共測量の実施

(技術調査課)..... 6

737 "

(")..... 7

738 "

(")..... 7

739 道路の位置の指定

(都市政策課)..... 7

規 則

和歌山県規則第56号

森林法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則(昭和28年和歌山県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(証明書) 第4条 法第188条第4項の規定による立入調査等を行う者の身分を示す証明書は、別記第2号様式及び別記第3号様式による。	(土地立入証) 第4条 法第188条第3項の規定による立入調査等を行う職員 の 身分を示す証票は、別記第2号様式による。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第4条関係)

(表)

		第 号
		年 月 日交付
		年 月 日まで有効
証明書(職員用)		
氏 名		写 真
職 名		
<p>上記の者は、森林法第188条第2項又は第3項の規定により、他人の森林に立ち入って調査等ができる者であることを証する。</p>		
和歌山県知事 印		

(裏)

森林法抜粋
(立入調査等)

第188条 (略)

2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入って、測量又は実地調査をさせることができる。

3 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、他人の森林に立ち入って、標識を建設させ、又は前項の測量若しくは実地調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。

4 前2項の規定により他人の森林に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 国、都道府県又は市町村は、第2項又は第3項の規定による処分によつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

別記第3号様式(第4条関係)

(表)

		第 号
		年 月 日交付
		年 月 日まで有効
証明書(委任した者用)		
住 所		写 真
氏 名		
所 属(所属がある場合)		
上記の者は、森林法第188条第2項の規定により、他人の森林に立ち入って測量又は実地調査ができる者であることを証する。		
和歌山県知事 印		

(裏)

森林法抜粋
(立入調査等)
第188条(略)

2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入って、測量又は実地調査をさせることができる。

3 (略)

4 前2項の規定により他人の森林に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 国、都道府県又は市町村は、第2項又は第3項の規定による処分によつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第730号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和元年12月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3052000084	ケアステーションみなと	御坊市塩屋町北塩屋667-7 ウラノハイツ1F	放課後等デイサービス	株式会社ライフステーション	御坊市塩屋町北塩屋667-7 ウラノハイツ1F	令和元. 12. 1

和歌山県告示第731号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

令和元年12月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 解除予定保安林の所在場所 橋本市隅田町山内字大谷1273の2から1273の6まで
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第732号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和元年12月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字宮川字柳垣内540の1
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第733号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年12月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第734号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年12月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第735号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年12月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第736号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事

から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和元年12月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間 令和元年11月25日から令和2年3月19日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市外地内

和歌山県告示第737号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和元年12月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間 令和元年11月25日から令和2年3月19日まで
- 3 作業地域 和歌山県有田市外地内

和歌山県告示第738号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和元年12月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間 令和元年11月25日から令和2年3月19日まで
- 3 作業地域 和歌山県御坊市外地内

和歌山県告示第739号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和元年12月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3494	橋本市高野口町伏原字荒内 205番9の一部、206番2の一部	橋本市小原田68番地 株式会社Mハウジング 代表取締役 中川正人	令和 元. 11. 21	6. 25	45. 64